

スウェーデンのジェンダー／家族政策に関する 国際比較研究の視点

浅井亜希

For Comparative Study on Gender / Family Policy in Sweden

ASAI Aki

1. はじめに—研究の枠組みと問題関心

スウェーデン福祉国家システムはいかにして形成され、ジェンダー平等へ転換したのか、という大きな問題関心のもと、大学院時代より比較政治の視点から研究をしてきました。特に、福祉国家を規定する重要な柱としての家族政策の展開を歴史的に分析しています。具体的には、スウェーデンにおける家族政策の特徴を考察するため、家族政策の形成期、転換期、再編期と時期区分を行っています。形成期においては 1930 年代戦間期の人口問題（少子化）との関連性からのアプローチ、1960 年代から 70 年代の転換期においてはジェンダー平等への展開への考察、そして 1990 年代の再編期においては、北欧における新自由主義の浸透により家族政策がいかに転換を迫られるかについて検討してきました。また、家族政策の歴史に共通点のあるフランスとの比較研究や、家族政策という政策パッケージのない日本については、少子化対策の歴史分析や比較研究からの政策提言を目指しています。本報告においては、これまでの研究の概要をスウェーデン中心に紹介し、現在北欧学科で担当している科目との関連性や授業への展開を考えたいと思います。

2. 戦間期人口問題と家族政策の形成

スウェーデンにおける福祉国家の形成については、労働運動による影響や、スウェーデン社会民主労働党による戦略、経済危機や戦争といった複合的な要因が検討されていますが、私は 1930 年代における、少子化による将来の人口減少という人口問題に着目しました。修士論文において、ミュルダール夫妻（グンナル・ミュルダール、アルヴァ・ミュルダール）による著書『人口問題の危機』（1934 年）を中心に、人口問題への対処としての社会政策（特に家族政策の形成）がスウェーデン福祉国家システムに大きく影響を及ぼしたことを明らかにしました¹。

また、福祉国家研究としては、それまで第2次世界大戦前後で断絶があると考えられてきた先行研究に対し、福祉国家形成期としての戦間期への着目、および戦前・戦後の連続性に着目したことは、自身の研究の出発点であると思います。

『人口問題の危機』は、当時ヨーロッパにおいて最低水準にあったスウェーデンの出生率の上昇を目的とした、多くの社会政策の提言が含まれる著書であり、大きなインパクトを持ちました。私はミュルダール夫妻についての3つの視点から分析を行っています。第1に、眞の産児奨励主義者として、出生率を40%上昇させるよう主張しました。そのためには子どもの有無による経済的負担の差を解消することが必要であり、所得の再配分政策として、家族への税控除と独身者への課税を提案しています。また新たな社会政策の形として、それまでの貧民救済のような対処的な手段ではなく、その原因に焦点をあてた予防的な手段が必要であるとしました。そのため「未来への投資」として、子どもたちに対し確実に社会政策を行うことが求められることになり、現金給付ではなく公的サービスの形で提供するような現物給付が重要であると主張しています。さらに完全雇用の実現のための、政府による労働市場に対するきびしい統制と、「消費の社会化」のための、生産水準を安定化するための機能としての国家の役割を求めていました。ここに人口問題は、社会主義的な社会の再建のための最も効果的な論理へと変容していくのです。

第2に、フェミニストの政策提案として、彼らは企業や産業における女性の地位を認めることを強調しました。働く女性が子どもをもつ権利を認め、働く母親は「社会的な要素」であるとし、就労が経済的な必要性からか、個人的な満足を求めているからかに関わらず、労働市場にいる女性たちの存在は合理的な傾向であり、反対できないしづべきでもありません。女性が仕事と家庭を両立できるような改革こそが、唯一の現実的な選択肢であり、加えて、女性が男性ぬきでも子どもを育てられるようになるためにも、国家がその役割を果たすべきであるとしました。

第3に、彼らは社会工学者として、様々な領域における「質」の観点を強調しています。ミュルダール夫妻は階級志向・人種志向の優生学的計画は明確に否定しましたが、子どもや若者に対するケアを通じて、人口の身体的・精神的・倫理的態度を向上させる、改良の必要性があると述べています。プレッシャーの多い現代生活においては、より質の高い人間が必要とされ、例えば失業状態が長く続くと、非社会的になってしまいます。そこでミュルダール夫妻が強調したことは、より良い人的資源を作るための、「予防的社会政策」です。予防的社会政策とは「われわれは高い確率で、技術によって、疾病・犯罪などさまざまな反社会的な態度を防ぐことができる」という思想のもと、社会政策により貧困や反社会的な態度を防止することで、結果として将来の社会保障のコストを削減できるというアイデアでした。このような改革のためには、国家による再分配政策が必要であり、農家を含めた全ての労働者に対し基礎的な年収の保障し、失業者に仕事を与え、国内の生産性の向上を目的とした関税率を引き上げることで、政府による輸出の管理、食料価格の安定化をはかり、また政府の補助金による住宅政策を行うことなどが含まれました。さらに「質志向」の政策のためには、断種（強制不妊手術）が必要な選択肢となることも主張しました。人種衛生学的観点から、スウェーデン全人口における遺伝形質上

の平等化のために、いわば「劣った遺伝子」を持つ精神障害・遺伝的疾患・犯罪的傾向を持つ人びとに対し、不妊手術を施すことに対してミュルダール夫妻は同意しています。しかし当時のドイツ等における人種主義的な計画との違いを強調し、あくまで強制不妊手術は特定の集団を対象としたものでないと強調します。国家は遺伝的障害をもつ子どもに対するサポートが求められるため、将来的な社会政策のコストの拡大を懸念し、「劣った遺伝子」を現在もつ人びとが子どもを持たないようすることを目的として、彼らに対して限定的に強制不妊手術が行われることを認めたのです。しかし、それは国家のみがその権利を有する、つまり重大な病気や欠陥が認識された場合にのみ、また「合理的決定」が不可能な人びとに対してのみ、強制不妊手術の対象となることを主張しました。

またミュルダール夫妻は、この「質」という観点を、栄養・住宅・健康・教育に関する社会計画を正当化するためにも用います。ここに、社会政策の量的目標と質的目標とが収斂することになり、女性の出産奨励のためには、子どもに対する負担を軽減することが必要であるという、公的な計画が優生学的にも正当化されることとなつたといえます。

1935年5月にはスウェーデン政府による王立人口問題委員会が設置され、グンナル・ミュルダールを中心として人口問題への対応が協議されました。ここで出生率の低下という社会的危機は、国民のモラルの問題ではなく、低所得（貧困）に原因があると正式に見解が出されました。人口問題委員会によって、現在のスウェーデンにも通じる政策、例えば、性教育を含む家庭生活における教育の実施、当時禁止されていた避妊具の使用許可および普及、就学前教育制度や公的保育所の施設建設が実施されます。

ミュルダール夫妻によって提案された諸政策は、スウェーデンの経済成長のためにも必要であり、「社会的投資」であると国内で支持されていきます。また、関連して家族政策も議論され、多子家族の住宅環境や女性の出産・育児休暇の整備、子どもの養育負担のコストを社会化するための給付が提案され、1938年に出産休暇、1948年に児童手当、1955年に母親手当が戦後の福祉国家の発展とともに実現されていくのです。

3. 家族政策の転換期へ

スウェーデンは、女性が生きやすい、ジェンダーフレンドリーな福祉国家であるといわれています。世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数ランキングにおいても、スウェーデンは2017年5位²と、北欧は高い水準でジェンダー平等が達成された地域といえます。戦後スウェーデンは福祉国家を大きく発展させましたが、そのなかで男女平等がいかに達成されてきたのか、すなわちジェンダー平等な福祉国家へいかにして転換したのか、というのが私の2つの研究テーマです。

戦後の高度経済成長期を背景とした家族政策の拡大期を経ると、スウェーデンの出生率は再び低下し、少子化問題とともに男女平等や女性解放についての議論が顕在化していきます。1960年代後半は世界的にも社会運動の時期であり、スウェーデンにおいても平等の風が駆け抜け、フェミニズムや保育所の拡大をめぐる運動は、スウェーデンにおける家族政策の方向性を

大きく決定づけるものでありました。この頃のスウェーデンにおける少子化の低下に対する議論は、男女平等を実現することと同義であったといえます。そのための家族政策の転換は、所得税の個人別課税制度、両親保険制度、保育所の拡大という3点から分析できます³。

第1に、1971年の税制改革による所得税の個人単位化は、それまでの夫婦合算（世帯単位）課税では、日本と同じように既婚女性の就業を抑制していました。この制度改革によって、共働き家族の方が税金が安くなり、世帯収入も増え、女性も付加年金の権利も持つようになります。さらには、家族モデルがそれまでの「男性稼ぎ主モデル」から、「男女共働きモデル」へ移行することを促進しました。この税制改革を契機として、家族政策も家族単位から個人単位へ変更され、女性の自立が制度的に構築されていく時期といえます。

第2に、1974年の両親保険へ転換は、子どもが生まれた（もしくは養子縁組をした）場合に、出産・育児のために必要な休暇をとる権利を両親に（男性にも）与え、さらには休業により失われる所得を保障する社会保険システムです。この制度は、世界ではじめて男性の育児への平等な参加を打ち出した点、さらにその充実した保障内容といった点において、先進的な制度であり、1970年代以降のスウェーデン家族政策の根幹をなすといえます。この制度の意義は、仕事と子育ての両立を図り、現在に繋がるワーク・ライフ・バランスの実現を目的とした制度であること、さらには、子育てに関する責任が男女に平等にあることを明確にしたことが挙げられるでしょう。

両親保険制度には、女性の出産、育児と仕事の両立を助けるだけでなく、女性就労自体を促進する効果があるため、1970年代以降、出産開始年齢の高まりも指摘されています。しかし両親保険制度とそれ以外の手当、保育サービスは多岐にわたります。例えば出産手当は、1974年の開始時点では収入の90%を6カ月保証するものでしたが、徐々に延長を続けます。両親保険は9か月以上続けて雇用され、最低保証額を超える収入がある場合のみ適用されていましたが、条件を満たさなくても最低保証額は支給されます。さらに、前の子と同じ条件で両親保険を受給できる次子出産資格期間が設けられたため、第2子をもつことも制度的に促進されます。次子出産資格期間は1974年～77年は12か月、1978年～79年は18か月でしたが、1980年～85年には24か月、1986年には30か月と延長されました。特に1980年代後半以降の大幅な期間延長により、第2子出産を促し、出生率の向上へと結びついたと考えられます。

第3に保育所の拡大に関しては、1970年代～80年代において重要な争点として優先され、1968年～84年で公的保育所の数は約4倍となりました。戦後スウェーデンにおける家族政策は、児童手当、両親保険のほかに、住宅手当、延長・奨学手当、先払い養育手当などがありますが、大きく発展を遂げたのがコムユーン（市レベルの地方自治体）による保育サービスです。公的保育サービスは1944年に子どもの健全な発達を促進するという見地に基づいて制度化されていましたが、1980年「社会サービス法」の一部として児童保育法も他の福祉諸法と同様、統合されました⁴。

スウェーデンは高度経済成長期における労働力不足を、他のヨーロッパ諸国のような移民の受け入れによる解消ではなく、国内の女性を労働力として迎え入れることを選択しました。このことが、スウェーデンにおける男女平等への取り組みと相乗効果を發揮したと考えられます。

その転機が1971年税制改革と1974年両親保険への転換であり、スウェーデンは男女ともに「皆が働くこと」を基本とした社会へと舵をきったといえるでしょう。

スウェーデンにおいて戦前から戦後にかけて一貫していた家族政策の目的は、子どもの生活の質を向上させること、そして母親である女性も、男性と同様に自立し仕事と家庭の両立ができるような社会環境を整備することです。つまり、個人が働く社会を前提としながら、子どもを持つ／持たないを自由に選択できること、また、子どもを持つ／持たない家庭間の家計負担の不均衡を回復させること、親の所得に関係なく全ての子どもに平等な機会を与えることが目指されてきました。このような「人間への投資」は、将来の富の増大（社会的投資）にも繋がると、国民の合意が得られているため実現したといえます。

また、スウェーデンが男女平等を実現するための取り組みは、女性運動の影響だけでなく、政府による「上からの」強力な推進があったと考えられます。1969年に設置された家族専門委員会による1972年の報告書『家族と結婚 I』によると、「全ての個々の成人には、家族や親類にも依存しないで、自らが責任をとれる社会、また男女間の平等間の平等が現実となる社会を作ることが求められている」とあります。これによりジェンダー平等とは、女性の経済的自立を第一に意味するものとして捉えられました。また、1970年代後半以降、スウェーデンの女性解放運動が男性を巻き込んでいくことは、それまでの男女平等を示す言葉として使われてきたJämlikhet（平等）ではなく、Jämställdhet（同等、同じ高さに立つ）という言葉が使われるようになったことからも導かれます⁵。

1972年パルメ首相のもとで男女平等に関する諮問委員会が設置され、1973年より男性の仕事に女性を雇用するという実験計画も開始されます。1975年よりリタ・リジェストローム、グニラ・フィルト・メルストローム、ギラン・リジェスト・スヴェンソンが、家族社会学の観点からこの計画の評価を行い、*Roles in transition: Report of an investigation made for the Advisory Council on Equality between Men and Women*として1978年に出版されました⁶。この本は、女性が「男性の仕事」に就こうとしたとき、夫や子どもといった家族の反応、職場での反応について、労働者階級の50家族にインタビューした記録です。この報告書をまとめた研究者たちは、「性役割は人間への暴力」と断言し、女性の自己実現には「専門化」とともに多くの体験を統合する能力である「全人性」が必要であると結論づけています。スウェーデンはここで、性役割を否定したといえるでしょう。

1980年、雇用における男女平等を事業主に義務づける「男女雇用平等法」が施行されました。この法律の目標は、労働と労働条件および個人の能力の開発の機会に関し、男女の持つ平等な権利を保障し、その実現を促進させることにありました。同時に男女平等オムズマンが労働省のもとに設置され、平等法が守られているか監視する役目を果たします。

4. 最近の関心—新自由主義のなかのスウェーデンモデル

1980年代の新自由主義の世界的潮流は、スウェーデンの家族政策に対し、いかなる影響力をもつものであったのか、現在3つ目の研究テーマとして家族政策の再編期を検討しています⁷。

スウェーデンは 1980 年代まで、経済成長を背景としながら、社会的平等を組み合わせることに成功した「人間の顔をした資本主義」、あるいは市場主義的な資本主義と国家社会主義の中間の道として、「スウェーデンモデル」と呼ばれてきました。特に、第 2 次世界大戦後、積極的労働市場政策による完全雇用の実現という福祉国家は、普遍主義的な社会サービスおよび男女平等と家族政策を伴い、大きく発展しました。しかし 1990 年代に入ると経済危機の影響から、経済のマイナス成長および失業率の上昇によって、福祉国家は危機を迎え、スウェーデンにおいても新自由主義的な福祉国家改革が行われます。同時に、家族政策についても、内的矛盾（パラドクス）が顕在化していく、転換期を迎えたのです。

ハーヴェイによると、スウェーデンの新自由主義は「限定された新自由主義」と呼ばれています⁸。すなわち、社会的給付水準は高いままに、財政削減・インフレ抑制・均衡財政を経済政策として行ったことが、スウェーデンの特徴です。スウェーデンは社会民主党を中心に福祉国家を発展させましたが、1976 年～82 年および 1991 年～1994 年には、中道右派政権に政権交代がありました。新自由主義改革が行われた時期は、他の右派政権が行ってきたと同様、1991 年の稳健党のビルトに政権交代した際だと考えられるでしょう。しかしながら、以下述べるようにビルトによって新自由主義的な改革が目指されたにもかかわらず、結果的に財政赤字が拡大していました。そして、その後社会民主党に政権交代した際、社会民主党が財政赤字を抑える政策へ転換するという、いわば党派性と政策のパラドクスが生じていたのです。

1991 年に政権についた稳健党のビルトは、「スウェーデンのための新しいスタート」を掲げ、新自由主義的な改革を実践していきます。スウェーデンクローネ（通貨）の 20% 切り下げによって国際競争力を強化するという経済政策に踏み切る一方で、税制や社会サービスに関しても大きな改革を行いました。1990 年代初頭の石油価格の急騰、株や不動産の投機的なバブルの崩壊によって、スウェーデン経済は大きな危機をむかえていたなかで、ビルト政権は、市場志向、企業家優遇の構造改革を行ったのです。例えば 1991 年の税制改革においては、所得税率および法人税率の引き下げ、環境税（二酸化炭素税、硫黄税）が導入されます。この改革は、GDP の 6% にもおよぶ抜本的なものであり、「緑の」税制改革など、先進的なものも含まれていました。しかし 1992 年には失業率が 12% まで上昇するなど、経済不況が続いたために、政府はスウェーデンクローナを完全変動相場制へと移行し、経済活動の拡大のために EU への加盟へ踏み切るなど、経済政策の活路を見出していくざるを得ない状況でした。同時に、疾病保険、失業保険の社会保険給付を 90% から 75% に切り下げるという給付削減や、両親保険の補償額を 90% から 80% へと削減を行うという、家族政策に対する減額も行われます。さらに、「自由選択」を推進するための、学校や病院においてバウチャーシステムが導入されています。

1994 年秋、中道右派を批判することで政権に返り咲いた社会民主党のカールソン政権は、「責任ある戦略」というスローガンをもっていました。カールソン政権およびその後のペーション政権は、それまで社会民主党が伝統としてきた財政政策の発動ではなく、ビルト政権の政策を引き継ぐ形で、財政赤字削減、インフレ抑制政策を、経済政策の中心に据えたのです。そのため、1994 年に法人税率を再び引き下げ、1995 年には所得税限界税率引き下げ、2004 年には相続税、贈与税の廃止が行われました。さらに、老齢年金や社会福祉サービスの民営化、および

地方分権化によるコムユーンへの補助金削減という、社会民主党による新自由主義的な転換がなされました。カールソンによる家族政策改革は、給付額のさらなる削減（75%へ）、児童手当額の削減、大家族への手当廃止、保育園や学校参観で使える有給の廃止などもあります。さらに 1998 年社会民主党のペーション政権においても、地方自治体と州議会に対する政府の補助金の打ち切り、および女性が働く中心的な場所になっていたヘルス部門における人員削減という、「小さな政府」の方針転換をしていきます。

「男女共稼ぎモデル」を家族政策の対象としてきたスウェーデンにおいて、以上のような新自由主義的な改革は、どのような影響を及ぼしたのでしょうか。第 1 に、出生率の低下による少子化問題です。スウェーデンの合計特殊出生率は、1990 年 2.1 から 1999 年には 1.5 へと急速に低下しました。しかしながら、上記改革による家族関連給付の削減が、必ずしも社会サービスの量的低下に直結するとはいえない。つまり、政府の政策転換が出生率の変化に、直接的かつただちに影響を与えるとは考えられず、これは同時期の地方分権改革との関連性等も検討する必要があります。

スウェーデンにおいては、新自由主義的な改革が実施される際に一般的に考えられる、左派政権＝ケインズ主義、中道右派政権＝財政保守主義という構図については、実際には逆であったという、党派性のパラドクスが生じていました。なぜスウェーデンにおける中道右派政権は、福祉国家システムの構造改革を行うことができなかつたのでしょうか。ひとつは、経路依存性です。つまり普遍主義的な福祉国家は、有権者の多くが社会サービスの受益者であるため、福祉の削減を行うこと自体が難しいという説明です。もうひとつは、スウェーデン固有の構造的な要因です。つまり、普遍主義的な福祉国家システムを構築したゆえに、少数の利益受給者に対する福祉の削減は、対象がそもそも限定的であるため、削減を行う領域を見つけること自体が困難なのです。

1980 年代にはスウェーデンは制度としては男女平等が達成され、世界的にも「ジェンダー主流化」が普及する時期でした。しかしその一方で、スウェーデンにおける男女平等政策が成功していなかったことが、再び女性運動から訴えられはじめました。1960 年代～70 年代のフェミニズム運動による性役割議論や政府の調査報告から導かれた男女平等政策は、いわば中立的な（ジェンダー平等）政策であり、スウェーデンにおける標準的な家族モデルを男性稼ぎ主モデルから男女共稼ぎモデルへの転換を促したといえます。しかしながら、1980 年代になると、変わらず女性が子育て、家事の責任を負わされている実態が明らかとなりました。例えば、1982 年のジェンダー平等委員会による報告書『女性の労働』では、政府による 1960 年代のジェンダー中立的な政策を、失敗と結論づけています。さらには、家事労働における男性の不在を訴えます。つまり、依然として家事労働に男性が参加していないために、結果として女性は労働市場において弱くならざるを得ない状況に陥っているのです。もちろん 1974 年に両親保険改革によって、男性も育児休業をとれるようになっていましたが、実際の取得率は低いままであることが問題視されたのです。

ジェンダー平等委員会報告をうけ、政府は「アクションリスト」作成し、女性の労働市場や政策決定における女性の地位向上を計画します。家事労働における男性の不在については、

1985 年の報告書『変革期にいる男性』において対策が訴えられています。1990 年代を中心となる「パパ政策」につながるものですが、男性が育児休業をより取得できるように促進するとともに、夫婦が離婚した後も子どもへの責任を平等に持てるための支援も目指されました。

1990 年代からは、ジェンダー平等のラディカル化ともいえる、女性運動の新たな興隆が起こっています。スウェーデンの女性団体であるサポートストッキングは、労働市場や公的分野における女性のポジションを押し上げる運動や計画をラディカルに推し進めています。彼女たちのマニフェストには「内閣における女性閣僚を半数」にするというクオータ制もあり、社会民主党にも影響を与えるものでした。例えば、当時スウェーデン社会民主党が発行した冊子『スウェーデン女性のためのパワーブックレット』は、ノルウェーやオーストラリア等、海外でも活用されるものでした。これは女性が個人として、あらゆる団体で意思決定に参加するための実践的な方法を提供する実践が多く含まれています。スウェーデン社会民主党は、2001 年より現在まで、自身を「フェミニスト党」と宣言し、政府や政党におけるジェンダー平等だけでない、社会のあらゆる場での女性の公正を訴え続けています。

5. おわりに—授業への展開

以上のように、スウェーデンにおける家族政策の形成・転換・再編という長い歴史と、ジェンダー平等の実現について、これまで研究を行ってきました。スウェーデンの経験から、これからの日本のジェンダー政策や家族・子育て支援に対する示唆を考えていきたいと思います⁹。日本においては、スウェーデンや他の多くの国にある家族に対する支援領域としての「家族政策」は存在していません。ただし、伝統的な価値観を基盤とした「家族のための施策」は、児童福祉／児童手当、母子保健、そして現在の広範な少子化対策もそれに位置づけられるでしょう。日本における 1980 年代以降の新自由主義の台頭および、1990 年代に生じた新しい社会的リスクに対応するために求められる家族に対する支援策は、それまで日本の伝統的な企業福祉では限界を迎えていたことと並行してきたといえます。つまり、1990 年代以降の少子化対策の形成は、家族への支援とともに、企業福祉への支援という側面も含むのです。現在の日本の少子化対策は、保育所の待機児童解消を中心とした子育て支援、および企業における「ワーク・ライフ・バランス」の実現、経済政策の一部としての少子化対策が軸となっています。少子化対策の対象は結婚、妊娠・出産、子育て世代という、「切れ目のない」幅広いものです。スウェーデンの福祉国家システムや家族政策の長い歴史的経験が、今後の日本の課題を解決するための方向性を提起することができると確信しています。

最後に、北欧学科における担当科目について、自身の研究の視点を生かしながらいかに展開できるかを検討します。

「北欧の福祉概説」および「北欧の福祉」という科目においては、北欧 5 カ国の福祉国家の歴史的展開および、医療、年金、労働、高齢者、障がい、家族といった社会保障の各論を取り扱っています。このなかで福祉国家の仕組みや理論的な考察だけではなく、国際比較という観点から北欧を分析できるよう、視座を提供しています。「北欧ジェンダー論入門」および「北欧

の女性と社会」においても、北欧 5 カ国のジェンダー政策および女性運動の歴史を中心にしながらも、国際比較をすることで、北欧を相対化する必要があると考えています。どちらの科目も、北欧はなぜ先進的な地域であるのか、歴史的背景を学ぶことを通して、現状の理解を深めること、また福祉国家を比較、分析する視点を提供することを目指しています。

演習形式である「北欧セミナーA／B」においては、受講者の関心をもとに、北欧におけるジェンダーや福祉政策に関して、実際の統計データや政府の政策をリサーチして分析を行うことに重点を置いています。北欧と日本や他の地域を比較すること、また自身の問題関心を明らかにしてリサーチを進めることは、学生の成長だけでなく、私自身のこれまでの研究を方法論から見直すことにもつながっていると感じています。

[付記] 本稿は、文化社会学部第 1 回研究交流会（2018 年 4 月 25 日 14 号館 14-405 教室）で行った報告の記録である。

註

¹ 修士論文は、以下の論文としてまとめられている。浅井亜希「スウェーデン福祉国家と人口問題—ミュルダール夫妻の『言説の政治』」『北ヨーロッパ研究』北ヨーロッパ学会、第 4 号、2008 年、pp. 11-20。

² スウェーデンは 2018 年版では 3 位となっている。

<https://www.weforum.org/reports/the-global-gender-gap-report-2018>

³ 浅井亜希「スウェーデンとフランスにおける脱家族化への家族政策の転換」日本比較政治学会年報 第 15 号、日本比較政治学会編『事例比較による福祉政治』ミネルヴァ書房、2013 年、pp. 245-266。

⁴ 浅井亜希「スウェーデンにおける家族政策の発展—社会的投資戦略として」一般財団法人スウェーデン交流センター『ビヨルク』第 125 号、2015 年、pp. 6-10。

⁵ 浅井亜希、第 IV 部第 1 章「スウェーデンにおける家族政策と女性—「二つの役割」から個人の自立へ」、庄司洋子・菅沼隆・河東田博・河野哲也編『自立と福祉—制度・臨床への学際的アプローチ』現代書館、2014 年、pp. 234-249。

⁶ 日本語版は、楳村久子（訳）『スウェーデン／女性解放の光と影』（勁草書房、1987 年）として出版されている。

⁷ 浅井亜希「新自由主義の家族政策は可能か：スウェーデンとの比較から」立教大学法学部『立教法学』98 号、2018 年、pp. 280-256。

⁸ デヴィッド・ハーヴェイ、渡辺治ら（訳）『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社、2007 年。

⁹ 浅井亜希「厚生省における少子化対策の形成—エンゼルプランから新エンゼルプランへ—」立教大学社会福祉研究所『立教社会福祉研究』第 35 号、2016 年、pp. 9-18。